

事業等名	経営革新計画の承認		
▼こんなときに			
新商品の開発や生産・新サービスの開発や提供等の事業計画について承認を受けたいとき			
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます			
新しい商品の開発やその生産等の方式の計画について、「経営革新計画」の承認を受けると、次のような支援策があります。			
主な支援策	①信用保証の特例 ②政府系金融機関による低利融資制度 ③滋賀県の政策推進資金(事業継続・新事業促進枠)		
※計画の承認は、支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。 詳細は中小企業庁ホームページ「経営革新」で検索			
申請期間等	随時募集中 ※詳しくは県ホームページをご確認ください。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 商業支援係 TEL:077-528-3731 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ:https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/316732.html		

